

第 437 回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 5 年 8 月 23 日 (水) 10 時 00 分 ~ 10 時 42 分

2 場 所 山口地方合同庁舎 2 号館 5 階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	小林友則委員
	神保和之委員
	通山和史委員
	難波利光委員
	濱島清史委員

労働者代表委員	大原敬典委員
	川村裕幸委員
	倉重里加委員
	宮本晴充委員
	横山崇委員

使用者代表委員	阿野徹生委員
	藏藤共存委員
	坂本竜生委員
	島本健児委員
	中村眞佐子委員

事務局

労働局長	名田裕
労働基準部長	上条訓之
賃金室長補佐	大塚智
賃金指導官	吉富雄治

4 議題

(1) 令和 5 年度の山口県最低賃金の改正について

山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について

山口県最低賃金専門部会の廃止について

山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について

山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について

(2) その他

賃金室長補佐

本日の審議会は、山口地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とされており、傍聴の事前申込みが9名の方からありましたことをご報告いたします。

皆様お揃いになりましたので、傍聴人を案内いたします。よろしくお願いいたします。

【傍聴人入室】

賃金室長補佐

それでは、小林会長、よろしくお願いいたします。

会 長

ただいまから、第437回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。

事務局から、定足数について報告してください。

賃金室長補佐

本日の審議会は、全員出席のため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております要件(委員の3分の2以上、または公・労・使各3分の1以上の出席)を満たしており、会議を開催し、議決することができることをご報告いたします。

会 長

それでは、傍聴の方には、お手元に配付されております、審議会傍聴に当たっての遵守事項を守っていただくよう、お願いします。

それでは議事に移ります。

議題1の(1)「山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会に対する異議の申出について」です。事務局から説明をお願いします。

労働基準部長

令和5年8月7日付けで答申をいただきました山口県最低賃金の改正決定について、異議申出の公示を行ったところ、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合ほか計7団体から、山口県最低賃金の改正決定の答申を不服とする異議申出がされております。

山口労働局長から審議会に、異議申出に対する意見を求める諮問をさせていただきます。

労働局長

それでは、異議申出につきまして諮問をいたします。

よろしくお願いいたします。

【会長に諮問文を手交】

会 長

ただ今、異議の申出についての諮問を、お受けしました。
事務局は諮問文の写しを配付ののち、読み上げてください。

【諮問文写を各委員に配布】

賃金室長補佐

読み上げさせていただきます。

山口労基 0823 第 1 号、令和 5 年 8 月 23 日、山口地方最低賃金審議会会長小林友則殿、山口労働局長名田裕。

山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について（諮問）。

標記について、令和 5 年 8 月 21 日付けをもって全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合執行委員長三輪力也、同年 8 月 22 日付けをもってユニオン山口執行委員長打道晋一、山口県医療労働組合連合会執行委員長萩原秀樹、生協関連一般労働組合中国、中四国執行委員長西崎直人、コープやまぐち労働組合執行委員長吉賀直紀、山口県高等学校教職員組合執行委員長石田高士、山口県労働組合総連合議長石田高士、山口県労働組合総連合非正規部会会長平島真木子から、最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

会 長

続きまして、異議の申出について事務局から説明をお願いします。

労働基準部長

事務局から異議申出について説明いたします。

提出をいただきました異議申出書につきましては、本日の資料 1 として添付しております。提出をされました団体名をご紹介します。

全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合、

ユニオン山口、

山口県医療労働組合連合会、

生協関連一般労働組合中四国、

コープやまぐち労働組合、

山口県高等学校教職員組合、

山口県労働組合総連合及び同非正規部会です。

主な内容を申し上げます。

全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合からは、

- 1 最低賃金の 1 時間 928 円があまりにも低すぎる、最低賃金を時間額 1,500 円以上に引上げること。それがどうしても不可能な場合、時間額 1,113 円に引上げること。
- 2 審議会や専門部会において、各労組や団体からの意見書に考慮・言及すること。

3 業務改善助成金については政府から直接の資金援助となるよう改善を行うこと。
との内容でした。

ユニオン山口からは、

- 1 今回の、引上げ額 40 円、928 円に収めることが不服であり、さらなる引上げを求める。
- 2 中小企業に対する支援強化を労働局から関係機関に求める。
- 3 会議の原則公開をさらに推し進めること。

との内容でした。

山口県医療労働組合連合会からは、

- 1 全労連と地方組織による調査結果から、8 時間働けば人間らしく暮らせるには、全国どこでも、月額 24 万円、時給 1,500 円以上必要であることを明らかにされており、最低賃金額はこの結果にかなう水準に引上げるべきである。
- 2 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されていない。地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間格差に直結しています。それにより、働く県によって賃金格差が 8 ~ 9 万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できない。
- 3 以上により、答申はこのまま認めることはできない。再度審議し、上積みすることを求める。最低生計費の視点から少なくとも時間額 1,500 円以上は必要である。

との内容でした。

生協関連一般労働組合中四国からは、

- 1 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、現状より 40 円引上げ 928 円とすることは、不服である。再審議を求める。
- 2 収入調整せざるを得ないパート労働者の考え方に異議がある。発効日の変更で解決するものではなく、税制度そのものを見直すべきである。
- 3 山口最低賃金審議会から行政への付帯決議がないことは不服である。中小企業支援策の強化を求める行政への付帯決議が必要である。
- 4 審議会、専門部会における審議の場が、公労使三者が集まる場合には、公開となったことは評価する。引き続き、会議は公開を原則とする考え方を踏襲されるよう要請する。

との内容でした。

コープやまぐち労働組合からは、

- 1 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、40 円にとどめる引上げには不服である。物価高だからこそ賃上げが必要であり、再審議を求める。
- 2 地域間格差を解消すべく全国一律最低賃金制度の確立を上申する事を求める。
- 3 審議会の専門部会を含むすべての審議の場、資料を完全公開することを求める。
- 4 意見陳述の時間の拡大と、異議申し出についての意見陳述の機会を設ける事を求める。

との内容でした。

山口県高等学校教職員組合からは、

- 1 山口地方最低賃金審議会が示した2023年度の山口県最低賃金の改正について、1時間928円とすることには不服である。
- 2 今年度の山口県の最低賃金を時給1,500円、最低でも時給1,000円以上とすること。そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請すること。
- 3 最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会が公開されていないことは不当であり、審議の透明性および公平性を高めるために、すべて審議の場について完全公開を求める。

との内容でした。

山口県労働組合総連合及び山口県労働組合総連合非正規部会からは、

以下の四点について異議を申し立てる。

- 1 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正内容が、中央最低賃金審議会における目安額直近の40円の引上げとし、1時間928円にとどめたことについて。
- 2 最低賃金審議会の審議の前提が、直接最低賃金が支払われる非正規労働者にほぼ限定されていることについて。
- 3 山口地方最低賃金審議会において、労使がどのような主張を行い、最賃額の決定に反映した協議のすべてが公開されなかったことについて。
- 4 山口地方最賃審から、行政への具体的要望がないことについて。

との内容でした。

以上でございます。

会 長

はい、ただ今、事務局より異議の内容についての説明をいただきました。

答申に係る異議申出について7団体からなされたところですが、主な意見としては四つあったかと考えます。

1点目は最低賃金の時間額928円というのは低額であり、最低賃金を1,500円、最低でも1,000円等に引上げること。

2点目は中小企業に対する支援を強化すること、業務改善助成金を使いやすくするよう改善すること。

3点目は、審議内容の公開が前進したことは認めつつも、さらなる審議の透明性及び公平性を高めるため、二者による協議の部分も含めて、すべての審議を公開すること。

4点目は全国一律最低賃金制度を導入すること。

以上になると考えます。

このうち最低賃金を1,500円まで引上げる要望につきましては、最後に審議することとし、二つ目から審議いたしたいと思います。

まず、中小企業に対する支援強化、業務改善助成金の改善の意見につきまして、付帯決

議を求める意見もありましたが、専門部会の報告書には支援強化を求める旨の内容を記載しており、労働局長に対する答申においても、審議会からの要望事項としていたところがあります。これにつきまして、事務局から補足説明がありましたらお願いいたします。

労働基準部長

最低賃金審議会からの行政、労働局への要望については、他県の審議会では付帯決議でなされているところがあることは承知していますが、山口地方最低賃金審議会から労働局長に対する要望事項は、正式な要望事項として受け止めているところでございます。

特に、中小企業に対する支援強化について、また、業務改善助成金を改善することについての意見は、8月15日に労働局から厚生労働省に伝えているところであります。

会 長

ただいま事務局から補足説明がありましたが、政府である厚生労働省に対し、審議会の要望を伝えているということになります。よって、答申に対する異議申出事項につきましては、棄却することが適切としたいと思います。

続きまして、会議の公開にかかる意見がありました。本年度から、令和5年4月6日の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告を踏まえまして、審議の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない観点から、公労使の三者が集まって議論を行う部分については、公開することとし、金額審議等の個別協議を要する場合については、非公開としたところであります。次年度以降につきましても、同様の対応としつつ、出来る範囲で公開できる場を増やしていきたいと考えております。

全国一律最低賃金制度にかかる意見については、全国一律最低賃金制度につきましては法制度に関することであり、当審議会として対応できるものではありませんので、事務局から厚生労働省へ伝えることにしたいと考えています。事務局はいかがでしょう。

労働基準部長

本件を含め、委員の皆様から本省へ伝えるよう求められましたご意見につきましては、事務局から本省へ申し伝えます。

会 長

最後になりますが、最低賃金について8月7日答申の時間額928円より引上げるべきとの申出がなされております。この申し出につきましては、労使委員のご意見を伺いたいと思います。

まず、労働者側からお願いします。

横山委員

それでは、労働者側委員として発言をさせていただきます。

今回の金額の改正審議につきましては、中央にて目安額の提示が遅れたものの、労使お互いの立場を尊重しつつ、慎重にかつ丁寧に議論を重ねた結果、平成 29 年以來 6 年ぶりの全会一致での結果となりました。

労働者側委員としましては、現在の山口県の最低賃金水準は、労働者が最低限の生活を営むことができる水準には、到達していないということで、今回、異議申出が提出されました。

異議申出と同様に、水準としてはまだまだであると考えております。加えて急激な物価上昇に耐えられず、今も生活が困窮している最低賃金近傍で働く方々に対し、しっかりと報いるような最低賃金にすべきであると認識したうえで、引上げに向けた主張をしてきたところであります。

一方、金額の引上げは山口県の中小零細企業に与える影響が大きいということについては、労働者側も理解をしているところであり、段階的な引上げが現実であるという認識のもと、3 年かけてリビングウェイジ 1,020 円を目指す主張をしてまいりました。

そのような中、先ほど申し上げたとおり、全会一致という結果になりましたが、これは労使ともに納得したわけではなく、長時間にわたり議論を行い、理解を示し歩み寄りを繰り返した結果であることをご理解いただきたいと思います。

我々としては、まだまだ水準が低く、更なる引上げが必要であると考えておりますが、

一つ目、急激な物価上昇にともなう、企業物価指数の上昇もあり、県内の中小零細企業を取り巻く環境が厳しい状況にあること。

二つ目、金額水準はまだまだ不十分であるものの、過去最高の引上げ額となったこと。

三つ目、金額決定に至るまでの長時間にわたる真摯な議論を踏まえたうえでの全会一致での決定したこと。

四つ目、これ以上審議をおこなっても前進が図れないばかりか、無用に発効日が遅れ、最低賃金近傍で働く方々に影響が出てしまうこと。

などから、再審議の必要がないと考えております。

いずれにしましても、山口県においては、いまだ隣県との地域間格差が存在し、まだまだ最低賃金の水準も満足できるものではありません。

よって、来年以降もその格差をしっかりと見極めたうえで、まずは誰もが 1,000 円の到達、そしてリビングウェイジ 1,020 円の早期到達にむけ、さらに引上げを図ってまいりたいと思っています。

最後に労働局に対して要望があります。

公益委員見解や参考人意見にもあったとおり、近年の大幅な最低賃金引上げに伴い、年収要件内での就業調整を行う労働者も多く、労働現場が混乱していると認識をしています。そのような中、政府は暫定的な措置として、パート労働者の賃上げに取り組んだ企業に対し、助成金を給付する予定としており、このような助成金制度の支援強化を 9 月までに取りまとめる予定としております。

従いまして、詳細が決定次第、この助成金制度が早急に活用できるよう周知徹底を確実にお願いするところであります。

以上よろしく申し上げます。

会 長

続いて、使用者側申し上げます。

阿野委員

それでは、金額の異議申出に関し、使用者側の意見を述べさせていただきます。

今回、過去最高の引き幅となる前年比プラス 40 円の引上げが答申されるに際しまして、これまでの審議経過も踏まえて、本審で使用者側からの意見を述べさせていただきましたので重複した発言は行いません。ただ、金額審議に関して、意見を一点加えさせていただきますきたいと思います。

山口地方最低賃金審議会に対する山口労働局長からの諮問が7月6日に行われましたが、その諮問文の中で「政府が閣議決定した新しい資本主義のグランドデザイン、および経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針で、これに配した調査審議を求める。」といった内容がございました。労働局長としては中央最低賃金審議会に対する厚生労働大臣の諮問文と同様の内容でございますので、中央に倣った諮問文で、それ以上の他意は無いと推察いたします。

しかしながら、グランドデザインおよびその骨太の方針には、はっきりと今年は全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、最低賃金審議会ですっかり議論をしていただくと明記がなされております。これに配慮した調査審議を求めるということは、各都道府県最低賃金審議会が、中央最低賃金審議会が示した目安額どおりに改定すれば、1,002 円になります。ということは、最低でも目安額の同額以上の結果を地方最低賃金審議会に暗に求めるような諮問であると受け止めています。

加えて、中央最低賃金審議会は公益委員見解として示した目安額について、地方最低賃金審議会は「参考にされるべきものであるが、審議決定を拘束するものではない。」と言われる一方で、「地方最低賃金審議会の審議結果を重大な関心を持って見守ることとする。」と、このように述べておられます。このような環境、前提の中で、議論、審議する地方最低賃金審議会の存在の意義と必要性について、今回改めて考えさせられる審議だったというように感じております。

山口地方最低賃金審議会の審議におきましては、労使の主張には大きな隔たりがございました。過去 5 年間連続して労使の意見が一致せず、いずれかが反対をして多数決で決したという残念な結果がありました。今年は、多数決を回避して全会一致で結論を導きたいとの労使双方の認識のもとで協議を続け、双方がギリギリまで歩み寄り、結果的に目安額と同額の前年比プラス 40 円、928 円で合意が図られたところであります。

使用者側としては、主張が十分に反映されなかったことは誠に残念ですが、これまで多

くの時間を費やして協議を重ねたうえでの40円引上げの答申を出したわけで、更なる引上げは、3要素を総合的に勘案するという法の原則、法の限界を超えることとなります。更に、今回40円引上げること、過去最高となる影響率22%を超える率となっており、更なる最低賃金の上昇は、企業経営への一層の圧迫を招くことになりかねません。

以上の理由から、これ以上の審議をしても、進展は得られないとして、金額についての審議は改めて必要ないというように考えます。

以上です。

会 長

次に公益委員から何か意見はございますか。

○難波委員

専門部会の部会長でしたので、意見をさせていただきます。

答申書添付の専門部会の報告書でも述べておりますように、春闘の賃上げ額や広島県等の近隣県との賃金格差是正等を総合的に勘案して、金額を提示したものであり、公益委員としては、答申内容は妥当であると考えます。

会 長

労働者、使用者、公益各委員側からご意見を伺いました。

様々の意見を頂戴したところでありますが、三者ともに最低賃金928円につきましてこれ以上の審議は必要ないというところであったかと思いますので、答申に対する異議申出事項につきましては、「棄却することが妥当」を答申することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と複数の声あり)

会 長

それでは、以上を踏まえまして、事務局で答申文案を作成してください。

【事務局が答申文案を作成】

会 長

それでは、事務局は答申文案を各委員に配付してください。

【答申文案を各委員に配付】

会 長

事務局は、答申文案を読み上げてください。

賃金室長補佐

令和5年8月23日、山口労働局長名田裕殿、山口地方最低賃金審議会会長小林友則。
山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）。

令和5年8月23日貴職から、8月7日付山口県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合ほか6団体からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。異議の申出については、棄却することが妥当である。

会 長

ただいまの答申文案でよろしいでしょうか。

（意見なし）

会 長

それでは、事務局は答申文の用意をお願いします。

会 長

それでは、局長に答申することとします。

【局長に答申文を手交】

局 長

ご審議ありがとうございました。

会 長

それでは、各委員へ答申文（写）を配付してください。

【答申文(写)を各委員に配付】

会 長

それでは、事務局から今後の事務手続きについて説明をお願いします。

労働基準部長

ただいま、労働局長が答申を受けました。今後は9月1日に官報に公示されることになり、その30日後の10月1日に山口県最低賃金額として発効となりますことを報告いたします。よろしくをお願いします。

会 長

次に、議題 1 の(2)「山口県最低賃金専門部会の廃止について」ですが、ただ今をもってその任務を終了いたしましたので、最低賃金審議会令第 6 条第 7 項の規程により、「その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止する」に基づきまして、当専門部会を廃止することにしたいと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

それでは、令和 5 年度山口県最低賃金専門部会を廃止することに決定いたします。

次に、議題 1 の(3)「山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について」お諮りしたいと思います。

最低賃金審議会令第 6 条第 5 項は、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会への決議をもって、審議会の決議とすることができる」という規程ですが、4 業種の特定最低賃金専門部会へのこの適用について審議をしたいと思っております。

例年の取扱いとしましては、第 6 条第 5 項を適用することを決定しており、金額審議において専門部会で全会一致の場合は本審にかけないとされております。今年度も各専門部会で反対がなければ、同じ扱いとしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

それでは、異議がありませんでしたので、4 業種の専門部会において金額審議が全会一致の場合は、審議会令第 6 条第 5 項を適用することといたします。

また、全会一致とならなかった専門部会があった場合は、本審の開催が必要となりますので、改めて本審又は異議審を開催し、この中で審議をしていただきますので、本審の委員の皆様はあらかじめご承知お祈りいたします。

次に、議題 1 の(4)「山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について」事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

はい。先ほど廃止しました山口県最低賃金専門部会」のように、特定最低賃金の専門部会においても、その任務を終了したときは本審の決議により、廃止を行うこととなりますが、特定最低賃金専門部会においては、その後の本審を開催しないことがあります。

このため、審議会令第 6 条 7 項により事前の本審の議決を得ていれば、異議申出がなかった場合に改めて審議会を開催しなくても、専門部会を廃止することが可能となります。

つきましては、特定最低賃金専門部会における異議の申出がなければ、「異議申出期間満了の翌日をもって 4 業種の各専門部会を廃止する」という議決をあらかじめいただきたい

と考えております。

ちなみに、昨年度までは、あらかじめ専門部会を廃止することについて、議決をいただいております。どうぞご審議をよろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局から説明がありました専門部会廃止の件について、ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

それでは、異議がございませんでしたので、4業種の専門部会については、各専門部会に係る答申を行った日以降に異議の申出がなかった場合は、当該異議申出期間満了の翌日をもって専門部会を廃止することといたします。

続いて、議題2「その他」に入ります。皆様の方から何かありますでしょうか。

(意見なし)

会 長

それでは、事務局から何かありますか。

賃金指導官

はい、2点ほどございます。

1点目は特定最低賃金の専門部会委員の名簿です。内申手続きが終了後、委員の皆様には専門部会委員名簿を送付いたします。

2点目は特定最低賃金の発効日についてですが、例年、本県では12月15日が特定最低賃金の統一発効日となっております。本年度も同様とした場合、4業種の答申の期日は10月16日、異議申出の期日が10月31日までとなります。特定最低賃金の専門部会日程ですが、本日にでも日程の調整をさせていただきます。

会 長

ただ今の事務局からの説明に質問等はありませんか。

(意見なし)

会 長

それでは、これをもちまして、第437回山口地方最低賃金審議会を終了いたします。お疲れ様でした。